

第 3 章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進にあたっては、地域に暮らす住民等、様々な担い手の、相互の助け合いが欠かせません。

これからも、そのような関係を大切に育みながら、地域における生活課題を解決していくことが求められます。

そしてさらに、こういった活動を積み重ねていくことで、本市としての包括的かつ重層的、そして持続的な地域づくりが進められるものと考えます。

このような考えを踏まえつつ、本計画における基本理念を次のように定めます。

いつまでも ともに育む “いちのみや”

～みんながつながり支え合い、地域が織りなす共生社会をめざして～

2. 基本目標

基本目標1 地域を支える担い手づくりの推進（人づくり）

本市における地域福祉の推進にあたっては、その担い手となる人材の確保・育成が欠かせないものとなります。それぞれの専門的な知見・立場から活動を展開している福祉人材のさらなる育成を進めるとともに、地域への関心を高め活動への参加を促進するための福祉教育についての取組を進めるなど、地域を支える担い手づくりの推進に取り組むことにより、“人づくり”の観点から、本市における地域共生社会の実現をめざします。

基本目標2 地域福祉活動の推進（環境づくり）

ボランティア活動や協働の取組が持続的に展開できるような支援や、交流の促進に向けた取組を進めます。また、地域において日頃からのつながりを育むことは、防災や防犯に向けて重要であるという視点から、防災活動や防犯活動を推進します。さらに、個々人が地域によってあたたかく見守られているという実感を持てるよう、活動の展開に努めるなどの地域福祉活動の推進により、“環境づくり”の観点から、本市における地域共生社会の実現をめざします。

基本目標3 支援が必要な人を支える体制の整備と強化（しくみづくり）

地域福祉の推進にあたっては、住民や地域、専門職、社会福祉協議会、行政等が連携し、複雑多様化する地域課題を解決していく必要があります。そのため、多様な主体による地域活動の促進や、課題を受け止める包括的な相談体制の充実に努めます。また、地域で暮らすあらゆる人の生活を支えるための連携強化や権利擁護^{*}、就労支援、重層的な支援体制の整備に計画的に取り組むなど、支援が必要な人を支える体制の整備と強化を図ることにより、“しくみづくり”の観点から、本市における地域共生社会の実現をめざします。

基本目標4 地域福祉を進める協働・連携と基盤強化（基盤づくり）

地域における生活課題は複合化とともに多種多様なものとなっています。その効果的かつ効率的な解決のため、福祉に関する情報発信を充実させ、地域福祉を進める協働・連携と基盤強化に取り組むことにより、“基盤づくり”の観点から、本市における地域共生社会の実現をめざします。

3. 計画の体系図



